

平成25年度

蓮田市定例監査兼行政監査
結 果 報 告 書

蓮田市監査委員

写

監 査 第 9 3 号
平成26年2月19日

| | |
|-----------------------------------|----------|
| 蓮 田 市 長 | 中野 和信 様 |
| 蓮 田 市 議 会 議 長 | 和久井 伸一 様 |
| 蓮 田 市 教 育 委 員 会 委 員 長 | 関口 茂 様 |
| 蓮 田 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 | 田村 ます子 様 |
| 蓮 田 市 公 平 委 員 会 委 員 長 | 池澤 幸一 様 |
| 蓮 田 市 農 業 委 員 会 会 長 | 吉川 勇 様 |
| 蓮 田 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 長 | 木村 滋 様 |

蓮田市監査委員 内 田 薫

蓮田市監査委員 島 津 信 温

平成25年度定例監査兼行政監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定による標記監査を実施したので、その結果に関する報告書を提出します。

目 次

| 項 目 | 頁 |
|-----------------------------------|----|
| 第 1 監査のテーマ | 1 |
| 第 2 テーマ設定の理由 | 1 |
| 第 3 監査の対象 | 1 |
| 第 4 監査の期間 | 1 |
| 第 5 監査の方法 | 1 |
| 第 6 監査の着眼点 | 2 |
| 第 7 監査の結果 | 2 |
| I 収入未済金の管理状況について | 2 |
| 〔1〕市税・国民健康保険税・介護保険料 | 2 |
| 〔2〕生活保護返還金 | 7 |
| 〔3〕一般被保険者返納金（国民健康保険） | 8 |
| 〔4〕後期高齢者医療保険料 | 9 |
| 〔5〕清算徴収金 | 10 |
| 〔6〕下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業受益者分担金・使用料 | 11 |
| 〔7〕公共下水道使用料 | 13 |
| 〔8〕保育所・学童保育所入所保護者負担金、学童保育所おやつ代 | 15 |
| 〔9〕入学準備金返還金 | 16 |
| 〔10〕エイム不正請求に係る返還金 | 17 |
| 〔11〕児童扶養手当 | 18 |
| 〔12〕児童手当 | 19 |
| 〔13〕学校給食費 | 20 |
| 〔14〕水道料金 | 25 |
| 第 8 むすび | 27 |
| 資料編 | 31 |

第1 監査のテーマ

「市税等の債権管理について」

第2 テーマ設定の理由

自治体の主な予算の財源は、国等からの補助金、交付金や市債等を除いて、住民が納める地方税、負担金、使用料等により編成されている。

平成24年度決算における一般会計・特別会計（水道事業会計は除く）の歳入調定総額は、332億1,542万円であるが、その中に収入未済額が合計で15億4,047万円あり、調定額に占める割合は4.6%となっている。このような状況から市民負担の公平性を確保し、安定的な財源を確保するためには、収入未済額の抑制と滞納繰越額の圧縮への対策が求められる。

そこで、収入未済額が発生している歳入の徴収事務及び滞納整理事務が、公平かつ適正に行われているか、また、収入未済額を発生させないための取り組みが効果的に行われているかについて、事務の状況等を把握するとともに、それらの事務の適法性、効率性及び有効性を主眼とし、今後の適正な収入未済額の債権管理に資することを目的に監査を実施した。

なお、平成24年度決算審査意見書で指摘した入学準備金の貸付事務においては、過年度分の未納額について調定事務が行われていなかった。このことは、決算書だけを見ても分からないことである。また、学校給食費については、市の予算に計上されておらず、いわゆる学校における私会計となっている。このような状況の下、これらについても実態がどのようになっているか、併せて監査を実施した。

第3 監査の対象

監査の対象は、市税等の債権管理として平成24年度決算審査の時に確認された収入未済のある歳入、及び私会計として各小中学校で扱っている学校給食費について、平成20年度から平成24年度までの収入未済額の状況を中心に、本監査を行うこととした。

第4 監査の期間

平成25年11月8日から平成26年2月18日まで

第5 監査の方法

本監査を実施するにあたり、収納課・福祉課・国保年金課・長寿支援課・区画整理課・下水道課・子ども支援課・教育総務課・水道課に収入未済の状況についての書類の提出を求め、各課個別にヒアリング等を実施した。

第6 監査の着眼点

- 1 徴収体制は確立され、適正に機能しているか。
- 2 調定事務は、適切に行われているか。
- 3 滞納整理事務は、公正かつ適正に処理されているか。
- 4 収入未済額防止の取り組みは、効果的なものとなっているか。

第7 監査の結果

I 収入未済額の管理状況について

債権ごとの収入未済額の管理状況についての監査結果は、以下のとおりである。

[1] 市税・国民健康保険税・介護保険料

1. 債権の内容

市税（市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・都市計画税）、国民健康保険税及び介護保険料

2. 収入未済額の状況

[市税（市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・都市計画税）] (単位：円)

| 年度 | 区分 | 調定額 | 収入額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|-------|---------------|---------------|------------|-------------|--------|
| 20年度 | 現年度分 | 8,548,148,283 | 8,390,820,694 | 0 | 157,327,589 | 98.16 |
| | 滞納繰越分 | 506,239,139 | 78,280,821 | 33,698,687 | 394,259,631 | 15.46 |
| 21年度 | 現年度分 | 8,207,625,327 | 8,040,613,867 | 0 | 167,011,460 | 97.96 |
| | 滞納繰越分 | 554,859,912 | 89,437,208 | 22,365,022 | 443,057,682 | 16.12 |
| 22年度 | 現年度分 | 8,190,213,587 | 8,034,643,829 | 137,190 | 155,432,568 | 98.10 |
| | 滞納繰越分 | 615,365,289 | 108,062,982 | 36,771,897 | 470,530,410 | 17.56 |
| 23年度 | 現年度分 | 8,038,604,347 | 7,884,524,973 | 64,064 | 154,015,310 | 98.08 |
| | 滞納繰越分 | 635,297,355 | 93,840,499 | 29,317,368 | 512,139,488 | 14.77 |
| 24年度 | 現年度分 | 8,012,592,955 | 7,870,534,610 | 37,780 | 142,020,565 | 98.23 |
| | 滞納繰越分 | 661,304,019 | 108,768,843 | 31,909,295 | 520,625,881 | 16.45 |

[国民健康保険税]

(単位：円)

| 年度 | 区分 | 調定額 | 収入額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|-------|---------------|---------------|------------|-------------|--------|
| 20年度 | 現年度分 | 1,941,204,400 | 1,766,151,167 | 0 | 175,053,233 | 90.98 |
| | 滞納繰越分 | 627,269,541 | 59,078,005 | 60,752,227 | 507,439,309 | 9.42 |
| 21年度 | 現年度分 | 1,912,042,900 | 1,727,082,591 | 0 | 184,960,309 | 90.33 |
| | 滞納繰越分 | 675,573,718 | 68,401,390 | 49,601,499 | 557,570,829 | 10.12 |
| 22年度 | 現年度分 | 1,841,864,400 | 1,665,355,620 | 0 | 176,508,780 | 90.42 |
| | 滞納繰越分 | 735,181,838 | 76,717,615 | 52,715,153 | 605,749,070 | 10.44 |
| 23年度 | 現年度分 | 1,840,237,000 | 1,676,717,574 | 0 | 163,519,426 | 91.11 |
| | 滞納繰越分 | 773,841,439 | 78,892,437 | 53,971,145 | 640,977,857 | 10.19 |
| 24年度 | 現年度分 | 1,805,751,000 | 1,654,574,998 | 0 | 151,176,002 | 91.63 |
| | 滞納繰越分 | 791,069,921 | 79,838,078 | 60,989,706 | 650,242,137 | 10.09 |

[介護保険料]

(単位：円)

| 年度 | 区分 | 調定額 | 収入額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|-------|-------------|-------------|-----------|-----------|--------|
| 20年度 | 現年度分 | 650,363,000 | 643,909,800 | 0 | 6,453,200 | 99.01 |
| | 滞納繰越分 | 12,741,500 | 1,497,700 | 4,552,300 | 6,691,500 | 11.75 |
| 21年度 | 現年度分 | 609,880,400 | 603,964,300 | 0 | 5,916,100 | 99.03 |
| | 滞納繰越分 | 14,527,700 | 1,802,400 | 4,712,500 | 8,012,800 | 12.41 |
| 22年度 | 現年度分 | 624,322,300 | 618,589,600 | 0 | 5,732,700 | 99.08 |
| | 滞納繰越分 | 15,122,000 | 2,199,500 | 4,492,600 | 8,429,900 | 14.55 |
| 23年度 | 現年度分 | 642,964,100 | 637,386,200 | 0 | 5,577,900 | 99.13 |
| | 滞納繰越分 | 15,101,000 | 1,985,100 | 5,142,400 | 7,973,500 | 13.15 |
| 24年度 | 現年度分 | 903,011,400 | 894,691,500 | 0 | 8,319,900 | 99.08 |
| | 滞納繰越分 | 14,279,100 | 1,507,997 | 5,669,700 | 7,101,403 | 10.56 |

市税（市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・都市計画税）の収入未済額についての平成20年度から平成24年度までの状況は、現年度分が平成24年度142,020,565円であり減少傾向である。また、滞納繰越分については、520,625,881円と毎年増加している。

国民健康保険税の収入未済額についての平成20年度から平成24年度までの状況は、現年度分が平成24年度151,176,002円と減少傾向である。また、滞納繰越分については、650,242,137円で、市税と同様に毎年増加している。

介護保険料の収入未済額についての平成20年度から平成24年度までの状況は、

現年度分が平成 24 年度 8,319,900 円と前年度までの減少傾向から一転して増加している。また、滞納繰越分については、7,101,403 円と減少傾向に転じている。

3. 所管課及び徴収体制

総務部収納課は、管理担当と収納担当の 2 担当、総員 11 名（職員 7 名、再任用職員 2 名、市税等徴収嘱託員 2 名）であるが、滞納整理事務については、収納担当 3 名で職務を行っている。収納担当の職員は、現在、人口 1 万人当たり 0.476 人ということで、県下最下位（県平均は 0.938 人）という状況である。

4. 収入未済額を減らすための取り組み

(1) 滞納整理事務について

ア 納期限を経過しても納付されない場合は、納期限後 20 日以内に督促状を発送している。

イ 督促後、納付のない場合は、催告書を発送している。

ウ 催告書を送付しても納付しない人については、財産調査等を行い、給与や預金の差押えを中心に実施している。

エ 電話や臨宅訪問により納付の勧奨を行っている。

オ 毎年、12 月に管理職による納付勧奨を実施している。

カ 滞納者との交渉記録については、滞納管理システムにより管理されている。

キ 債権の時効は、市税・国民健康保険税については、地方税法第 18 条第 1 項により 5 年である。また、介護保険料については、介護保険法第 200 条第 1 項により 2 年である。

[市税、国民健康保険税、介護保険料の不納欠損額と発生原因の推移]（金額の単位：千円）

| 年度 | | 執行停止分 | | | | 5 年経過 | 合計 |
|-------|----|-------|----------|-------|---------|--------|--------|
| | | 財産なし | 財産なし即時消滅 | 生活困窮 | 所在・財産不明 | | |
| 20 年度 | 件数 | 15 | 0 | 560 | 423 | 5,942 | 6,940 |
| | 金額 | 335 | 0 | 5,966 | 3,677 | 89,025 | 99,003 |
| 21 年度 | 件数 | 15 | 22 | 224 | 149 | 5,894 | 6,304 |
| | 金額 | 422 | 588 | 3,651 | 1,391 | 70,627 | 76,679 |
| 22 年度 | 件数 | 22 | 403 | 73 | 176 | 5,815 | 6,489 |
| | 金額 | 451 | 11,967 | 1,074 | 2,345 | 78,280 | 94,117 |
| 23 年度 | 件数 | 19 | 208 | 202 | 107 | 6,173 | 6,709 |
| | 金額 | 202 | 2,246 | 2,178 | 559 | 83,311 | 88,495 |
| 24 年度 | 件数 | 0 | 135 | 557 | 138 | 6,154 | 6,984 |
| | 金額 | 0 | 1,508 | 6,303 | 2,125 | 88,670 | 98,606 |

※執行停止とは、滞納処分することができる財産がない等の時に行う行為で、滞納処分の執行を停止すること

[市税、国民健康保険税、介護保険料における収入未済額の滞納処分状況]

| 年度 | 財産差押（件数） | | | |
|------|----------|-------|-----|-------|
| | 電話加入権 | 不動産 | 給与 | 債権 |
| 20年度 | 493 | 9,513 | 0 | 1,263 |
| 21年度 | 472 | 7,666 | 18 | 706 |
| 22年度 | 391 | 7,829 | 66 | 715 |
| 23年度 | 0 | 7,562 | 284 | 1,148 |
| 24年度 | 0 | 9,337 | 34 | 1,263 |

財産の差押えについては、現在、預金・給与を中心に実施している。不動産については、差押えてある物件について公売するよう努めており、平成25年度に初めて市単独で1件、不動産公売を実施した。また、電話加入権については、携帯電話の普及により財産価値がなくなったため、現在、差押えは行っていない。

(2) 滞納整理計画について

各年度において、滞納整理計画を作成し滞納防止に取り組んでいる。具体的には、平成25年度の滞納整理計画の中で、重点方針（1. 債権差押を中心とした積極的な滞納整理の実施、2. 本人との面談を行い滞納原因の究明を図る、3. 既不動産差押者に対する公売の実施）を定め、年間を通して滞納整理にあたっている。現状では、収納担当一人あたり約1,400件（他市町村は300～500件）の案件を抱えている状況である。

(3) 滞納防止策等について

ア 口座振替の促進

[口座振替の状況（税目別納税義務者数に対する利用率）]

(単位：%)

| 年度 | 市県民税 (普通徴収) | 固定資産税・ 都市計画税 | 軽自動車税 | 国民健康保険税 | 介護保険料 |
|------|----------------|-----------------|-------|---------|-------|
| 20年度 | 26.8 | 48.2 | 13.6 | 33.4 | 13.6 |
| 21年度 | 26.0 | 47.2 | 13.0 | 26.8 | 13.7 |
| 22年度 | 16.9 | 48.6 | 13.4 | 27.0 | 21.9 |
| 23年度 | 23.5 | 46.5 | 13.0 | 31.0 | 10.7 |
| 24年度 | 22.4 | 46.1 | 12.4 | 30.6 | 9.1 |

口座振替についての利用率を確認すると、市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料のいずれも減少傾向である。

なお、口座振替については、広報への掲載回数を増やすとともに、パンフレットを置く場所を増やすなど啓発に努めている。

イ コンビニ収納の促進

[コンビニ収納の状況（税目別件数・金額）]

（単位・件数：件、金額：千円）

| 年度 | | 市県民税 (普通徴収) | 固定資産税・ 都市計画税 | 軽自動車税 | 国民健康保険税 | 介護保険料 |
|------|----|----------------|-----------------|--------|---------|--------|
| 23年度 | 件数 | 7,975 | 9,032 | 4,851 | 7,662 | 1,725 |
| | 金額 | 197,537 | 156,664 | 23,629 | 154,861 | 9,671 |
| 24年度 | 件数 | 8,647 | 10,538 | 5,153 | 9,293 | 2,709 |
| | 金額 | 216,674 | 169,634 | 25,438 | 180,299 | 20,330 |

※平成23年度から実施

コンビニ収納の利用状況を確認すると、市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料のいずれについても前年度より増加しており、利便性の向上が図られている。

(4) 国保年金課、長寿支援課としての取り組み

国民健康保険税、介護保険料の収納消込及び滞納整理事務については、収納課の所管であるが、国保年金課及び長寿支援課においても収入未済額を減らすため、以下の取り組みが行われている。

国民健康保険税の未納者については、国保年金課において10月の保険証の一斉更新時に有効期限が半年の短期証を交付しており、その時に納付勧奨を実施、また、3月に保険証の有効期限が切れるため保険証を留め置きし、その時に納付勧奨を行い、納付相談に来た時には収納課と連携して納付計画等を立ててから保険証を渡すこととしている。

また、介護保険料の場合は、消滅時効が2年であるが、未納がある場合、介護サービスを受けるときに1割負担から3割負担になる等の給付制限のペナルティが発生する旨の通知を送付している。なお、未納があり要介護認定を受けた人には、給付制限がかかるため、課として積極的に連絡を行っている。また、長寿支援課では、当初、納入通知書を発送するときに分かりやすく介護保険料の説明を行っている。しかし、現実問題として介護サービスが必要でない人は納付意識が低い傾向にあると思われ、収入未済額を減らすための対応に苦慮している状況である。

[2] 生活保護返還金

1. 債権の内容

被保護者が急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた時又は不実の申請、その他不正な手段により保護を受けたときに、被保護者・扶養義務者から返還又は徴収する生活保護費

2. 収入未済額の状況

[生活保護返還金]

(単位:円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|------------|-----------|-----------|------------|--------|
| 20年度 | 17,489,517 | 6,246,797 | 297,463 | 10,945,257 | 35.72 |
| 21年度 | 19,655,728 | 8,463,817 | 223,544 | 10,968,367 | 43.06 |
| 22年度 | 17,475,045 | 6,176,143 | 2,151,833 | 9,147,069 | 35.34 |
| 23年度 | 18,920,048 | 5,131,816 | 257,575 | 13,530,657 | 27.12 |
| 24年度 | 18,510,276 | 3,215,700 | 0 | 15,294,576 | 17.37 |

生活保護返還金の収入未済額についての平成20年度から平成24年度までの状況は、平成24年度が15,294,576円で平成23年度と比較すると、1,763,919円の増額となっている。

3. 所管課及び徴収体制

健康福祉部福祉課において、社会福祉担当1名で職務を行っている。

4. 収入未済額を減らすための取り組み

(1) 滞納整理事務について

ア 納付書で指定した期限を経過しても納付されない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送している。

イ 履行延期申請があった場合は、分割の回数・毎月の納付額の相談に応じている。

ウ 督促状により督促した後も納付がない場合は、文書催告・電話催告・訪問徴収等を行っている。

エ 債権管理簿は整っているが、納入計画が立てられていないケースが数多く見られる。

オ 債権の時効は、地方自治法第236条の第1項により5年である。

(2) 滞納防止策について

ア 返還金発生時においては、直ちに調定票を起票するとともに、納付書を作成し

ケースワーカーが通知している。その際、一括納付が難しい人には、分割納付の案内を行っている。

イ 履行延期申請時においては、ケースワーカーも同席し分割納付の金額を決めている。

ウ 滞納者が来庁した際には、口頭で納付するよう促している。また、その他の人には、支払いをお願いする通知文と納付書を送付している。

[3] 一般被保険者返納金（国民健康保険）

1. 債権の内容

国保資格喪失後の医療機関受診等に伴う不当利得の返還金

2. 収入未済額の状況

[一般被保険者返納金]

(単位:円)

| 年度 | 区分 | 調定額 | 収入額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|------|-----------|-----------|-------|---------|--------|
| 20年度 | 現年度分 | 722,829 | 722,829 | 0 | 0 | 100.00 |
| 21年度 | 現年度分 | 893,567 | 893,567 | 0 | 0 | 100.00 |
| 22年度 | 現年度分 | 1,945,566 | 1,945,566 | 0 | 0 | 100.00 |
| 23年度 | 現年度分 | 1,979,795 | 1,979,795 | 0 | 0 | 100.00 |
| 24年度 | 現年度分 | 588,988 | 323,150 | 0 | 265,838 | 54.87 |

一般被保険者返納金について平成20年度から平成24年度までの状況を確認すると、平成23年度までは収入したものについてのみ調定がなされていたが、平成24年度は収入すべき金額全てが調定されており、収入未済額は265,838円であった。

3. 所管課及び徴収体制

健康福祉部国保年金課において、2名(不当利得返還請求関係事務管理担当1名、事務補助1名)で職務を行っている。

4. 収入未済額を減らすための取り組み

(1) 滞納整理事務について

ア 納期限を経過しても納付されない場合は、督促状を発送している。

イ 督促後、納付がない場合は、電話等による納付勧奨を行っている。

ウ 債権の時効は、地方自治法第236条第1項により5年である。

(2) 滞納防止策について

ア 平成 25 年 11 月 14 日、全国市長会において国民健康保険等に関する提言の中で「特に、資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること」と国に要請している。

[4] 後期高齢者医療保険料

1. 債権の内容

後期高齢者医療保険事業に充てるため、被保険者から徴収する保険料

2. 収入未済額の状況

[後期高齢者医療保険料]

(単位：円)

| 年度 | 区分 | 調定額 | 収入額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|-------|-------|-------------|-------------|---------|-----------|--------|
| 20 年度 | 現年度分 | 417,135,440 | 415,423,620 | 0 | 1,711,820 | 99.59 |
| | 滞納繰越分 | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| 21 年度 | 現年度分 | 440,603,940 | 439,198,780 | 0 | 1,405,610 | 99.68 |
| | 滞納繰越分 | 1,675,590 | 922,810 | 0 | 752,780 | 55.07 |
| 22 年度 | 現年度分 | 445,665,040 | 444,213,740 | 0 | 1,451,300 | 99.67 |
| | 滞納繰越分 | 2,136,680 | 519,650 | 633,680 | 983,350 | 24.32 |
| 23 年度 | 現年度分 | 471,589,410 | 469,510,430 | 0 | 2,078,980 | 99.56 |
| | 滞納繰越分 | 2,434,650 | 741,890 | 702,360 | 990,400 | 30.47 |
| 24 年度 | 現年度分 | 520,884,890 | 518,090,520 | 0 | 2,794,370 | 99.46 |
| | 滞納繰越分 | 3,033,110 | 393,290 | 755,130 | 1,884,690 | 12.97 |

後期高齢者医療保険料の収入未済額についての平成 20 年度から平成 24 年度までの状況は、現年度分が平成 24 年度 2,794,370 円と増加している。また、滞納繰越分については、1,884,690 円と大幅に増加している。

3. 所管課及び徴収体制

健康福祉部国保年金課において、高齢者医療担当 3 名で職務を行っている。

4. 収入未済額を減らすための取り組み

(1) 滞納整理事務について

ア 納期限を経過しても納付されない場合は、督促状を発送している。

- イ 催告書については、年3回（7月・11月・5月）発送している。
- ウ 被保険者証の更新前に、電話や臨宅訪問により納付の勧奨を行っている。
- エ 債権の時効は、高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項により2年である。

(2) 滞納防止策について

- ア 口座振替のお願いをしている。利用状況については、平成24年度8,522件と毎年増加している。

[口座振替の状況（後期高齢者医療保険料）] (単位・件数：件、収入額：千円)

| | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|-----|--------|--------|--------|---------|---------|
| 件数 | 1,825 | 6,234 | 7,101 | 7,827 | 8,522 |
| 収入額 | 21,202 | 87,454 | 97,916 | 105,929 | 126,739 |
| 利用率 | 18.16 | 37.88 | 51.32 | 40.07 | 55.47 |

※利用率は、普通徴収に占める口座振替の割合（%）

- イ 平成23年度からコンビニ収納を実施している。利用状況については、平成23年度1,495件、平成24年度1,041件である。
- ウ 各種申請で来庁時において納付状況の確認を行い、未納があるときは納付勧奨を行っている。
- エ 納付相談で窓口来庁や電話連絡があった時には、納付勧奨を行っている。

[5] **清算徴収金**

1. 債権の内容

区画整理前の土地と整理後の土地の権利価額の差が清算金（徴収・交付）で、清算徴収金は、区画整理後の土地の権利価額が高い場合に発生する債権

2. 収入未済額の状況

[清算徴収金] (単位：円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|-------------|-------------|-------|------------|--------|
| 24年度 | 488,580,316 | 469,794,655 | 0 | 18,785,661 | 96.16 |

3. 所管課及び徴収体制

都市整備部区画整理課において、2名で収納消込及び滞納管理事務を行っているが、臨宅徴収については、8名全員で実施している。

4. 収入未済額を減らすための取り組み

(1) 滞納整理事務について

ア 年2回、7月と1月に納付書を発送し、納期限を経過しても納付されない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送している。

イ 督促後、納付のない場合は、催告書を11月と5月に発送している。

ウ 平成24年3月に臨宅徴収を実施、また、平成25年度は12月に実施し15人中2人と納付及び納付の約束をしている。

エ 滞納整理事務を行うためのマニュアルについては、整備中である。

オ 債権の時効は、土地区画整理法第42条第1項及び第110条第8項により5年である。

(2) 滞納防止策について

ア 滞納者との面接の機会を増やすために訪問回数を増やすとともに、総合行政システムを活用し本人と納付の相談ができるよう努めている。

[6] 下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業受益者分担金・使用料

1. 債権の内容

下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業受益者分担金・農業集落排水処理施設使用料

2. 収入未済額の状況

[下水道事業受益者負担金]

(単位：円)

| 年度 | 区分 | 調定額 | 収入額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|-------|------------|------------|-----------|-----------|--------|
| 20年度 | 現年度分 | 30,583,500 | 29,628,800 | 0 | 954,700 | 96.88 |
| | 滞納繰越分 | 11,444,100 | 1,461,400 | 1,504,000 | 8,478,700 | 12.77 |
| 21年度 | 現年度分 | 17,922,500 | 17,437,300 | 0 | 485,200 | 97.29 |
| | 滞納繰越分 | 9,433,400 | 1,689,300 | 1,406,800 | 6,337,300 | 17.91 |
| 22年度 | 現年度分 | 16,039,200 | 15,635,600 | 0 | 403,600 | 97.48 |
| | 滞納繰越分 | 6,844,300 | 575,300 | 0 | 6,269,000 | 8.41 |
| 23年度 | 現年度分 | 12,306,700 | 11,820,700 | 0 | 486,000 | 96.05 |
| | 滞納繰越分 | 6,672,600 | 89,000 | 2,274,300 | 4,309,300 | 1.33 |
| 24年度 | 現年度分 | 15,476,600 | 14,760,000 | 0 | 716,600 | 95.37 |
| | 滞納繰越分 | 4,797,300 | 56,700 | 645,400 | 4,095,200 | 1.18 |

下水道事業受益者負担金の収入未済額についての平成20年度から平成24年度ま

での状況は、現年度分が平成 24 年度 716,600 円である。また、滞納繰越分については、4,095,200 円と減少傾向である。

[農業集落排水事業受益者分担金]

(単位：円)

| 年度 | 区分 | 調定額 | 収入額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|-------|-------|------------|------------|---------|-----------|--------|
| 20 年度 | 現年度分 | 49,318,000 | 49,231,000 | 0 | 87,000 | 99.82 |
| | 滞納繰越分 | 1,100,000 | 54,000 | 0 | 1,046,000 | 4.91 |
| 21 年度 | 現年度分 | 2,249,000 | 2,249,000 | 0 | 0 | 100.0 |
| | 滞納繰越分 | 1,133,000 | 171,000 | 872,000 | 90,000 | 15.09 |
| 22 年度 | 現年度分 | 2,227,000 | 2,227,000 | 0 | 0 | 100.0 |
| | 滞納繰越分 | 90,000 | 0 | 0 | 90,000 | 0.0 |
| 23 年度 | 現年度分 | 1,589,000 | 1,557,000 | 0 | 32,000 | 97.99 |
| | 滞納繰越分 | 90,000 | 0 | 54,000 | 36,000 | 0.0 |
| 24 年度 | 現年度分 | 2,742,000 | 2,710,000 | 0 | 32,000 | 98.83 |
| | 滞納繰越分 | 68,000 | 0 | 36,000 | 32,000 | 0.0 |

[農業集落排水処理施設使用料]

(単位：円)

| 年度 | 区分 | 調定額 | 収入額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|-------|-------|------------|------------|---------|-----------|--------|
| 20 年度 | 現年度分 | 36,786,450 | 36,279,490 | 0 | 506,960 | 98.62 |
| | 滞納繰越分 | 939,240 | 411,430 | 0 | 527,810 | 43.80 |
| 21 年度 | 現年度分 | 41,410,640 | 40,817,700 | 0 | 592,940 | 98.57 |
| | 滞納繰越分 | 1,034,770 | 303,320 | 23,600 | 707,850 | 29.31 |
| 22 年度 | 現年度分 | 43,001,310 | 42,170,790 | 0 | 830,520 | 98.07 |
| | 滞納繰越分 | 1,306,030 | 305,460 | 84,450 | 916,120 | 23.39 |
| 23 年度 | 現年度分 | 44,267,190 | 43,066,590 | 0 | 1,200,600 | 97.29 |
| | 滞納繰越分 | 1,746,640 | 187,320 | 59,820 | 1,499,500 | 10.72 |
| 24 年度 | 現年度分 | 44,840,080 | 43,587,240 | 0 | 1,252,840 | 97.21 |
| | 滞納繰越分 | 2,700,100 | 330,860 | 159,500 | 2,209,740 | 12.25 |

農業集落排水事業受益者分担金の収入未済額についての平成 20 年度から平成 24 年度までの状況は、現年度分が平成 24 年度 32,000 円である。また、滞納繰越分については、32,000 円と減少している。

農業集落排水処理施設使用料についての平成 20 年度から平成 24 年度までは、現

年度分が平成 24 年度 1,252,840 円と増加している。また、滞納繰越分についても、2,209,740 円と増加している。

3. 所管課及び徴収体制

上下水道部下水道課において、職員 2 名で担当している。

4. 収入未済額を減らすための取り組み

(1) 滞納整理事務について

ア 督促状については、下水道事業受益者負担金・農業集落排水事業受益者分担金が年 2 回（10 月・3 月）、農業集落排水処理施設使用料が年 6 回（奇数月）送付している。また、催告書については、年 1～2 回送付している。

イ 催告書を発送しても未納の場合は、受益者負担金・受益者分担金については、計画納付等のお願いをしている。また、施設使用料については、個別訪問により計画納付・口座振替等のお願いをしている。

ウ 事務処理マニュアル等が整備されていない。

エ 債権の時効は、下水道事業受益者負担金については、都市計画法第 75 条第 7 項により 5 年、農業集落排水事業受益者分担金・農業集落排水処理施設使用料については、地方自治法第 236 条第 1 項により 5 年である。

(2) 滞納防止策について

ア 農業集落排水処理施設使用料については、新規接続の検査時に口座振替のお願いをしている。

[口座振替の状況（農業集落排水処理施設使用料）] (単位・件数：件、調定額：千円)

| | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件数 | 4,206 | 4,737 | 4,980 | 5,133 | 5,437 |
| 調定額 | 32,080 | 36,105 | 37,570 | 38,550 | 39,013 |
| 口座振替率 | 87.01 | 87.51 | 87.69 | 87.37 | 87.38 |

※口座振替率は、調定件数に対する口座振替件数の割合（％）

口座振替の件数については、若干ではあるが増加している状況である。

イ コンビニ納付については、いずれも実施していない。

[7] 公共下水道使用料

1. 債権の内容

公共下水道使用料

2. 収入未済額の状況

[公共下水道使用料]

(単位：円)

| 年度 | 区分 | 調定額 | 収入額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|-------|-------------|-------------|---------|-----------|--------|
| 20年度 | 現年度分 | 492,045,790 | 487,907,610 | — | 4,138,180 | 99.16 |
| | 滞納繰越分 | 5,683,660 | 3,407,581 | 300,680 | 1,975,399 | 59.95 |
| 21年度 | 現年度分 | 488,865,050 | 484,964,160 | — | 3,900,890 | 99.20 |
| | 滞納繰越分 | 6,344,949 | 3,646,810 | 406,120 | 2,292,019 | 57.48 |
| 22年度 | 現年度分 | 500,309,860 | 495,890,110 | — | 4,419,750 | 99.12 |
| | 滞納繰越分 | 6,192,909 | 3,588,090 | 546,550 | 2,058,269 | 57.94 |
| 23年度 | 現年度分 | 486,114,890 | 481,880,240 | — | 4,234,650 | 99.13 |
| | 滞納繰越分 | 6,478,019 | 4,048,290 | 0 | 2,429,729 | 62.49 |
| 24年度 | 現年度分 | 496,987,440 | 492,570,460 | — | 4,416,980 | 99.11 |
| | 滞納繰越分 | 6,664,379 | 3,929,413 | 570,150 | 2,164,816 | 58.96 |

公共下水道使用料の収入未済額についての平成20年度から平成24年度までの状況は、現年度分が平成24年度4,416,980円である。また、滞納繰越分については、2,164,816円と変わらない状況である。

3. 所管課及び徴収体制

上下水道部下水道課であるが、公共下水道使用料の徴収及び滞納整理に係る業務については、蓮田市水道事業に委任しており、蓮田市水道事業と委託契約を結んだ事業者が9人体制で徴収事務等を執行している。

4. 収入未済額を減らすための取り組み

(1) 滞納整理事務について

ア 納入期限までに納入されなかった未納者に対し、納入期限を定めて催告書を送付、それでも納付がない場合は、催告書を再度送付し納付を促している。

イ 債権の時効は、地方自治法第236条第1項により5年である。

(2) 滞納防止策について

ア 収入未済額の削減策として、催告書の通知のほかに、転出・転居による未納者に対し電話による納付指導を行っている。

イ 確実な期限内納付を促すために「使用水量等のお知らせ(検針票)」・納入通知書の封筒にて口座振替への移行啓発を行っている。

口座振替については、毎年増加している状況である。

[口座振替の状況（公共下水道使用料）]

(単位・件数：件、収入額：千円)

| | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 件数 | 82,242 | 84,324 | 85,663 | 87,023 | 88,335 |
| 収入額 | 383,111 | 384,627 | 407,788 | 399,175 | 413,286 |
| 口座振替率 | 85.86 | 85.99 | 86.04 | 86.11 | 86.18 |

※口座振替率は、調定件数に対する口座振替件数の割合（％）

ウ コンビニ納付については、平成24年度（平成25年2月）から実施し、1,544件、4,222,650円の利用があった。

エ 2度の催告でも納付がない場合は、給水停止予告通知書により停水の予定を通知し、指定した納期限を過ぎても納付のない人に対し、蓮田市水道事業給水条例第39条に基づき給水停止を実施している。

[8] 保育所・学童保育所入所保護者負担金、学童保育所おやつ代

1. 債権の内容

保育所及び学童保育所の入所保護者負担金、学童保育所のおやつ代

2. 収入未済額の状況

[保育所・学童保育所入所保護者負担金]

(単位：円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|-------------|-------------|-------|-----------|--------|
| 20年度 | 139,256,960 | 138,971,360 | | | |
| 21年度 | 138,796,100 | 138,756,000 | 0 | 40,100 | 99.97 |
| 22年度 | 146,999,250 | 146,829,350 | 0 | 169,900 | 99.88 |
| 23年度 | 150,725,500 | 149,933,250 | 0 | 792,250 | 99.47 |
| 24年度 | 150,978,950 | 149,210,100 | 0 | 1,768,850 | 98.83 |

[学童保育所おやつ代]

(単位：円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|-----------|-----------|-------|--------|--------|
| 20年度 | | 5,700,000 | | | |
| 21年度 | 6,134,000 | 6,132,000 | 0 | 2,000 | 99.97 |
| 22年度 | 6,722,000 | 6,696,000 | 0 | 26,000 | 99.61 |
| 23年度 | 6,892,000 | 6,834,000 | 0 | 58,000 | 99.16 |
| 24年度 | 6,684,000 | 6,586,000 | 0 | 98,000 | 98.53 |

保育所・学童保育所入所保護者負担金の収入未済額についての平成 20 年度から平成 24 年度までの状況は、平成 24 年度が 1,768,850 円と増加している。

そして、学童保育所おやつ代の収入未済額についての平成 20 年度から平成 24 年度までの状況は、平成 24 年度 98,000 円と増加傾向である。

また、調定事務については、現年度分のみ納入通知書作成時に調定している。なお、過年度分については、収入した時点で諸収入の雑入として調定処理されていたが、平成 26 年度からは保育所・学童保育所入所保護者負担金、学童保育所おやつ代に過年度分の項目を設定し、年度当初に調定処理を行う予定である。

なお、平成 20 年度の収入未済額については、収納管理簿が保存年限満了で廃棄されていて確認できない状況であった。

3. 所管課及び徴収体制

生涯学習部子ども支援課において、保育担当 3 名で職務を行っている。

4. 収入未済額を減らすための取り組み

(1) 滞納整理事務について

ア 口座振替できなかった場合は、納入通知書を作成し督促している。

イ 現金で納入している人については、各保育園長より口頭で督促している。

ウ 過年度分については、年 1 回督促状を送付している。

エ 債権の時効については、保育園が地方自治法第 236 条第 1 項により 5 年、学童保育所は私債権であるため民法第 167 条第 1 項により 10 年、学童保育所おやつ代は民法第 173 条第 1 号により 2 年である。

(2) 滞納防止策について

ア 収納率を向上させるため、口座振替による納入を推進している。具体的には、入所申込書配付時に口座振替依頼書も併せて配付している。また、申込受付時において、原則、口座振替による納入をお願いしている。

[保育所・学童保育所入所保護者負担金の口座振替状況]

(単位：件)

| | 総数 | 納付書 | 口座振替 | 口座振替率 (%) |
|-----------------|-----|-----|------|-----------|
| 平成 25 年 4 月分実績 | 749 | 106 | 643 | 85.85 |
| 平成 25 年 11 月分実績 | 752 | 67 | 685 | 91.09 |

[9] 入学準備金返還金

1. 債権の内容

入学準備金の貸付に対する返還金

2. 収入未済額の状況

[入学準備金返還金]

(単位:円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|-----------|-----------|-------|-----------|--------|
| 20年度 | 1,955,000 | 1,955,000 | 0 | 0 | 100.00 |
| 21年度 | 970,000 | 970,000 | 0 | 0 | 100.00 |
| 22年度 | 3,310,000 | 1,050,000 | 0 | 2,260,000 | 31.72 |
| 23年度 | 1,080,000 | 1,040,000 | 0 | 40,000 | 96.30 |
| 24年度 | 1,770,000 | 1,650,000 | 0 | 120,000 | 93.22 |

入学準備金返還金の収入未済額についての平成20年度から平成24年度までの状況は、平成24年度120,000円という状況である。

また、現年度分については、毎月、納付書を送付する際に入学準備金返還金として調定処理している。なお、過年度分については、収入した時点で雑入として調定処理されていたが、平成26年度からは、入学準備金返還金・過年度未納分の項目を設定し、年度当初に調定処理を行う予定である。

3. 所管課及び徴収体制

生涯学習部子ども支援課において、企画担当1名で職務を行っている。

4. 収入未済額を減らすための取り組み

(1) 滞納整理事務について

ア 未納者については、年2回文書による督促を行っている。

イ 第六次行政改革実施計画に基づき、年間10万円の未納金を収納できるよう取り組んでいる。

ウ 債権の時効については、民法第167条第1項により10年である。

(2) 滞納防止策について

ア 私債権のため、税のような滞納処分ができないため、今後は、自宅への訪問なども検討している。

[10] エイム不正請求に係る返還金

1. 債権の内容

自立支援給付費、地域生活支援事業補助金及び障害児(者)生活サポート事業補助金の不正請求に伴う返還金

2. 収入未済額の状況

[エイム不正請求に係る返還金]

(単位:円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|------------|-----------|-------|-----------|--------|
| 20年度 | 10,544,673 | 1,316,179 | 0 | 9,228,494 | 12.48 |
| 21年度 | 9,228,494 | 0 | 0 | 9,228,494 | 0.00 |
| 22年度 | 9,228,494 | 3,265,985 | 0 | 5,962,509 | 35.39 |
| 23年度 | 5,962,509 | 0 | 0 | 5,962,509 | 0.00 |
| 24年度 | 5,962,509 | 0 | 0 | 5,962,509 | 0.00 |

収入未済額は、破産手続の終結後、債権認否表により配当を受けた残額である。

3. 所管課及び徴収体制

生涯学習部子ども支援課において、児童福祉担当1名で職務を行っている。

4. 収入未済額を減らすための取り組み

(1) 滞納整理事務について

ア 催告書については、年1回(1月31日)通知している。

イ 債権の時効については、民法第167条第1項により10年である。

(2) 今後の対応について

ア 既に破産手続が終了しているため、今後については関係他市町(代表市:久喜市)と協力しながら、収入未済額を減らすよう努力する。

[11] 児童扶養手当

1. 債権の内容

返還することになった児童扶養手当

2. 収入未済額の状況

[児童扶養手当]

(単位:円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|---------|---------|-------|-------|--------|
| 24年度 | 301,110 | 301,110 | 0 | 0 | 100.0 |

※平成23年度以前は、該当なし

3. 所管課及び徴収体制

生涯学習部子ども支援課において、児童福祉担当1名で職務を行っている。

4. 収入未済額を減らすための取り組み

(1) 滞納整理事務について

ア 過年度分の過誤納金については、対象者が1人のため、分納（月20,000円、年240,000円）により納入されている。なお、毎年4月に1年分の調定処理が行われている。

イ 債権の時効については、地方自治法第236条第1項により5年である。

(2) 滞納防止策について

ア 本件は、対象者が1人である。入金メールがあった場合、確認でき次第すぐに返信メールをするなど、こまめに連絡を取り合っている。

[12] 児童手当

1. 債権の内容

返還することになった児童手当

2. 収入未済額の状況

[児童手当]

(単位：円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 20年度 | — | — | — | — | — |
| 21年度 | 275,000 | 205,000 | 0 | 70,000 | 74.55 |
| 22年度 | 250,000 | 180,000 | 0 | 70,000 | 72.00 |
| 23年度 | 522,000 | 80,000 | 110,000 | 332,000 | 15.33 |
| 24年度 | 332,000 | 0 | 20,000 | 312,000 | 0.00 |

※平成20年度は、該当なし

収入未済額は、平成24年度312,000円で、収納率0%という状況である。

3. 所管課及び徴収体制

生涯学習部子ども支援課において、児童福祉担当1名で職務を行っている。

4. 収入未済額を減らすための取り組み

(1) 滞納整理事務について

- ア 返還期限までに納付がない場合は、督促状を送付している。
- イ 債権の管理簿は整備されている。
- ウ 債権の時効については、地方自治法第 236 条第 1 項により 5 年である。

(2) 滞納防止策について

- ア 基本的には一括納付であるが、金額が多額になる場合は誓約書を提出してもらい分納に応じる等柔軟な対応がとられている。

[1 3] 学校給食費

1. 債権の内容

学校給食法第 11 条に規定する学校給食費について、食材料費は保護者負担となっており、各小中学校における私会計として管理されている。

2. 収入未済額の状況

各小中学校別の収入未済額の状況は、以下のとおりである。

[蓮田南小学校]

(単位：円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|-------|------------|------------|-------|--------|
| 20 年度 | 32,607,638 | 32,607,638 | 0 | 100.0 |
| 21 年度 | 31,240,894 | 31,240,894 | 0 | 100.0 |
| 22 年度 | 30,359,773 | 30,359,773 | 0 | 100.0 |
| 23 年度 | 29,225,881 | 29,225,881 | 0 | 100.0 |
| 24 年度 | 29,457,672 | 29,457,672 | 0 | 100.0 |

※保護者による現金集金

[蓮田北小学校]

(単位：円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|-------|------------|------------|-------|--------|
| 20 年度 | 13,670,633 | 13,670,633 | 0 | 100.0 |
| 21 年度 | 12,995,418 | 12,995,418 | 0 | 100.0 |
| 22 年度 | 12,542,084 | 12,542,084 | 0 | 100.0 |
| 23 年度 | 11,747,500 | 11,747,500 | 0 | 100.0 |
| 24 年度 | 11,682,200 | 11,682,200 | 0 | 100.0 |

※学級担任による現金集金

[平野小学校]

(単位：円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|------------|------------|--------|--------|
| 20年度 | 14,077,615 | 14,077,615 | 0 | 100.0 |
| 21年度 | 14,187,014 | 14,103,414 | 83,600 | 99.41 |
| 22年度 | 13,959,906 | 13,948,506 | 11,400 | 99.92 |
| 23年度 | 13,306,225 | 13,275,825 | 30,400 | 99.77 |
| 24年度 | 12,255,795 | 12,255,795 | 0 | 100.0 |

※平成24年度から保護者による現金集金

[黒浜小学校]

(単位：円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|------------|------------|-------|--------|
| 20年度 | 18,129,623 | 18,129,623 | 0 | 100.0 |
| 21年度 | 19,063,189 | 19,063,189 | 0 | 100.0 |
| 22年度 | 19,157,445 | 19,157,445 | 0 | 100.0 |
| 23年度 | 19,717,672 | 19,717,672 | 0 | 100.0 |
| 24年度 | 18,550,162 | 18,550,162 | 0 | 100.0 |

※口座引落

[蓮田中央小学校]

(単位：円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|------------|------------|-------|--------|
| 20年度 | 21,108,120 | 21,108,120 | 0 | 100.0 |
| 21年度 | 21,177,777 | 21,177,777 | 0 | 100.0 |
| 22年度 | 22,479,478 | 22,479,478 | 0 | 100.0 |
| 23年度 | 23,146,754 | 23,146,754 | 0 | 100.0 |
| 24年度 | 24,231,132 | 24,231,132 | 0 | 100.0 |

※保護者による現金集金

[黒浜西小学校]

(単位：円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|------------|------------|-------|--------|
| 20年度 | 15,672,481 | 15,672,481 | 0 | 100.0 |
| 21年度 | 15,949,930 | 15,949,930 | 0 | 100.0 |
| 22年度 | 15,620,802 | 15,620,802 | 0 | 100.0 |
| 23年度 | 15,633,064 | 15,633,064 | 0 | 100.0 |
| 24年度 | 16,001,851 | 16,001,851 | 0 | 100.0 |

※口座引落

[黒浜南小学校]

(単位：円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|------------|------------|-------|--------|
| 20年度 | 15,821,171 | 15,821,171 | 0 | 100.0 |
| 21年度 | 15,327,292 | 15,327,292 | 0 | 100.0 |
| 22年度 | 15,699,533 | 15,699,533 | 0 | 100.0 |
| 23年度 | 15,738,113 | 15,738,113 | 0 | 100.0 |
| 24年度 | 15,360,559 | 15,360,559 | 0 | 100.0 |

※保護者による現金集金

[黒浜北小学校]

(単位：円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|------------|------------|-------|--------|
| 20年度 | 12,774,504 | 12,774,504 | 0 | 100.0 |
| 21年度 | 12,947,389 | 12,947,389 | 0 | 100.0 |
| 22年度 | 13,017,532 | 13,017,532 | 0 | 100.0 |
| 23年度 | 13,078,945 | 13,078,945 | 0 | 100.0 |
| 24年度 | 13,208,568 | 13,208,568 | 0 | 100.0 |

※保護者による現金集金

[蓮田中学校]

(単位：円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|------------|------------|-------|--------|
| 20年度 | 18,612,000 | 18,612,000 | 0 | 100.0 |
| 21年度 | 18,916,039 | 18,916,039 | 0 | 100.0 |
| 22年度 | 19,072,399 | 19,072,399 | 0 | 100.0 |
| 23年度 | 19,438,907 | 19,438,907 | 0 | 100.0 |
| 24年度 | 19,257,781 | 19,257,781 | 0 | 100.0 |

※保護者による現金集金

[平野中学校]

(単位：円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|-----------|-----------|---------|--------|
| 20年度 | 8,555,168 | 8,515,568 | 39,600 | 99.54 |
| 21年度 | 8,255,148 | 8,140,748 | 114,400 | 98.61 |
| 22年度 | 7,813,547 | 7,699,147 | 114,400 | 98.54 |
| 23年度 | 7,456,295 | 7,236,295 | 220,000 | 97.05 |
| 24年度 | 7,741,529 | 7,709,696 | 31,833 | 99.59 |

※口座引落（平成25年度から事務職員による現金集金に変更）

[黒浜中学校]

(単位：円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|------------|------------|--------|--------|
| 20年度 | 17,724,399 | 17,724,399 | 0 | 100.0 |
| 21年度 | 17,608,807 | 17,608,807 | 0 | 100.0 |
| 22年度 | 18,784,373 | 18,784,373 | 0 | 100.0 |
| 23年度 | 18,775,403 | 18,775,403 | 0 | 100.0 |
| 24年度 | 19,477,479 | 19,442,279 | 35,200 | 99.82 |

※口座引落

[蓮田南中学校]

(単位：円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|------------|------------|---------|--------|
| 20年度 | 19,542,924 | 19,362,524 | 180,400 | 99.08 |
| 21年度 | 19,540,012 | 19,399,212 | 140,800 | 99.28 |
| 22年度 | 19,044,254 | 18,815,454 | 228,800 | 98.80 |
| 23年度 | 18,169,760 | 17,925,600 | 244,160 | 98.66 |
| 24年度 | 16,592,900 | 16,566,500 | 26,400 | 99.84 |

※口座引落

[黒浜西中学校]

(単位：円)

| 年度 | 調定額 | 収入額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|------------|------------|-------|--------|
| 20年度 | 13,013,825 | 13,013,825 | 0 | 100.0 |
| 21年度 | 13,681,132 | 13,681,132 | 0 | 100.0 |
| 22年度 | 14,136,551 | 14,136,551 | 0 | 100.0 |
| 23年度 | 14,603,325 | 14,603,325 | 0 | 100.0 |
| 24年度 | 14,459,708 | 14,459,708 | 0 | 100.0 |

※保護者による現金集金

学校給食費の収入未済額については、小学校では平野小学校において平成 21・22・23 年度に未納があるものの、その他の小学校は全て 100%の収納率となっており、収入未済額はない。

また、中学校では、蓮田中学校と黒浜西中学校の 2 校が毎年 100%の収納率であるが、黒浜中学校の平成 24 年度分と平野中学校、蓮田南中学校の各年度に収入未済額がある。

3. 所管課及び徴収体制

各小中学校において、保護者の協力による現金集金、または、口座引落が実施され、教頭・教務主任・事務職員等により納付状況が把握されている。

4. 収入未済額を減らすための取り組み

各小中学校における滞納整理事務及び滞納防止策については、学校ごとでそれぞれ工夫されているが、基本的には次のような対応が行われている。

(1) 滞納整理事務について

ア 未納発生時において、口座残高不足の場合は、文書等で連絡し現金で集金、現金での納入忘れの場合は、文書等での連絡や口頭で納入依頼を実施する。

イ 未納が続く場合は、納入依頼の文書等を送付、電話での督促、家庭訪問や学校での面談により督促・相談を実施する。

ウ 更に未納が続くようであれば、電話や家庭訪問による督促を行うとともに、保護者と計画的な納入についての相談を行い、納入計画書を作成する。

エ 債権の時効は、学校給食費の徴収権は私法上の金銭債権とみなし、民法第 173 条第 3 号により 2 年である。

(2) 滞納防止策について

ア 学校給食の意義や役割、学校給食費の納入の必要性等を説明し、未納防止を呼び掛ける。

イ 保護者に対し、学校給食の意義・役割及び仕組みについて、あらゆる機会を通して説明し、理解していただくように努めている。

ウ 生活保護制度や就学援助制度を周知、活用する。経済的な理由による未納の場合は、各種支援制度を周知、推奨することにより制度が十分理解されるようにする。

エ 学校給食費の徴収方法等の工夫、改善を図る。

オ 納入漏れ等の解消が図れるよう徴収方法等の事務手続きの工夫や改善も学校等の実情に応じて改善する。

5. 学校給食費の取扱いについて

学校給食費を各小中学校の私会計として処理していることについては、昭和 32 年 12 月 18 日付委管 77 による文部省管理局長から福岡県教育長宛ての通知による「校長が、学校給食費を取り集め、これを管理することは、さしつかえない。保護者の負担する学校給食費を歳入とする必要はない」とする見解を現在も県が認めているため、各小中学校での取り扱いを行っている。

このことについて、県内の他市町村の状況を見てみると、平成 24 年 5 月 1 日現在、32 市町村が全ての学校で私会計、25 市町が全ての学校で公会計として会計処理している状況である。

また、現実問題としては、徴収が現場の教職員及び保護者の集金ではなくなった場合、収納率が低下することなどの問題が危惧されているとの認識である。

[14] **水道料金**

1. 債権の内容

水道使用料金

2. 収入未済額の状況

[水道使用料金]

(単位：円)

| 年度 | 区分 | 調定額 | 収入額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率(%) |
|------|-------|---------------|---------------|-----------|-----------|--------|
| 20年度 | 現年度分 | 1,086,307,670 | 1,081,229,328 | — | 5,078,342 | 99.53 |
| | 滞納繰越分 | 7,735,288 | 4,533,920 | 1,221,570 | 1,979,798 | 58.61 |
| 21年度 | 現年度分 | 1,075,142,230 | 1,069,556,180 | — | 5,586,050 | 99.48 |
| | 滞納繰越分 | 7,058,140 | 4,442,630 | 793,610 | 1,821,900 | 62.94 |
| 22年度 | 現年度分 | 1,079,571,850 | 1,073,770,370 | — | 5,801,480 | 99.46 |
| | 滞納繰越分 | 7,407,950 | 4,543,170 | 647,920 | 2,216,860 | 61.33 |
| 23年度 | 現年度分 | 1,048,991,480 | 1,044,272,910 | — | 4,718,570 | 99.55 |
| | 滞納繰越分 | 8,018,340 | 5,013,790 | 696,260 | 2,308,290 | 62.53 |
| 24年度 | 現年度分 | 1,047,542,570 | 1,042,943,790 | — | 4,598,780 | 99.56 |
| | 滞納繰越分 | 7,026,860 | 4,283,781 | 803,730 | 1,939,349 | 60.96 |

※公営企業会計では出納整理期間がないが、一般会計と同様に5月末日時点の状況で収入未済額を表示している。

水道使用料金の収入未済額についての平成20年度から平成24年度までの状況は、現年度分が平成24年度4,598,780円と減少傾向である。また、滞納繰越分については、1,939,349円で平成23年度と比較すると368,931円減額となっている。

3. 所管課及び徴収体制

上下水道部水道課であるが、水道使用料金の徴収及び滞納整理に係る業務については、蓮田市水道事業と委託契約を結んだ事業者が9人体制で徴収事務等を執行している。なお、毎月、成果についての報告を受けている。

4. 収入未済額を減らすための取り組み

(1) 滞納整理事務について

ア 納入期限までに納入されなかった未納者については、納期限の翌月に催告書を送付、それでも納付がない場合は、催告書を再度送付している。

イ 債権の時効は、民法第173条第1号により2年である。

(2) 滞納防止策について

ア 水道使用料金の徴収及び滞納整理に係る業務委託契約の特記事項として、毎月の調定額に対して翌月末の収納率が90%以上とする目標を設けている。

イ 確実な期限内納付を促すために「使用水量等のお知らせ（検針票）」にて口座振替への移行啓発を行っている。

[口座振替の状況（水道使用料金）]

(単位・件数：件、収入額：千円)

| | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 件数 | 122,878 | 124,247 | 124,941 | 125,956 | 127,411 |
| 収入額 | 840,000 | 842,161 | 860,957 | 845,594 | 846,338 |
| 口座振替率 | 85.14 | 85.30 | 85.54 | 85.85 | 86.08 |

※口座振替率は、調定件数に対する口座振替件数の割合（％）

口座振替について確認すると、毎年増加している状況である。

ウ コンビニ納付については、平成24年度（平成25年2月）から実施し、2,150件、8,689,680円の利用があった。

エ 2度の催告でも納付がない場合は、給水停止の予告書を通知し、指定した納期限を過ぎても納付のない人に対し、蓮田市水道事業給水条例第39条に基づき給水停止を実施している。

第8 むすび

財源をいかに確保し、それを有効かつ効率的に活用し、また公金を適正に管理・運用することは、地方公共団体の基本的な使命であるとともに重要な課題である。このことから、市税をはじめとする市の債権管理がこれらを実現するため、今回の監査を実施したところである。全体として、組織・人員不足の問題や債権そのものに対する認識不足から、債権管理に十分な対応が取れていない実態が見受けられた。特に市税以外の債権については、所管がそれぞれの担当課に分かれているため、債権管理に対する意識の希薄さを感じられ、積極的な対応が図られていない状況が見受けられた。債権管理の重要性に鑑み、市税以外の債権も含めた、組織体制の整備、債権管理についての調査研究、職員研修、債権管理マニュアルの整備等が必要と考える。

今後、市としての債権管理を適正かつ効果的に推進することにより、厳しい財政状況下における市行財政の効率的な運営が図られるよう、以下の指摘、提言・要望を述べ、監査結果の報告のむすびとする。

第1 指摘事項

1 保育所・学童保育所保護者負担金及び学童保育所おやつ代について

債権の時効消滅前に債権管理に係る平成 20 年度の関係書類が既に廃棄されていて収入未済額を確認することができなかった。管理書類がなくては正確な債権回収は無論のこと、適正な債権管理ができなくなるため、保存年限を見直し、文書管理の徹底を図る必要がある。

第2 提言・要望事項

1 市税の収納管理について

滞納整理計画を推進するにあたり、現状の体制について確認したところ、少ない人員の下で法令に従い適正な処理に努めているものと認められるが、業務量の実態からみて処理が追いつかない状況が見受けられる。収納を担当する職員の数を他市町村と比べると、人口 1 万人当たりの職員数は県平均が 0.938 人であるのに対し、蓮田市は 0.476 人で県下最下位の状況である。また、現状では、収納担当一人当たり約 1,400 件の案件を抱えているため、他市町村の平均が 300～500 件位ということを考えると手が回らないという実情である。県内における当市の市税の収納率の順位が平成 16 年度 1 位だった時には、収納担当の職員は 4 名であったが、現在 3 名に減少し、平成 24 年度の順位は 27 位ということである。税負担の公平性の確保、収納率のさらなる向上を図るため、人員の増員等を行い徴収体制の整備充実に努められたい。

2 生活保護返還金について

生活保護返還金についての債権管理簿は整備されているが、個々の状況を確認すると、納入計画が立てられていないケースが数多く見受けられた。滞納者については、分納誓約をしていただくよう努めているが、計画が立てられないケースがあるということであった。滞納者が生活保護受給者の場合は、ケースワーカーが直接、面接等ができるため納付の催促をすることもできるが、生活保護が廃止された人の場合は、督促状や催告書送付後、訪問徴収に伺っても会うことができない、または、住所地に住んでいないなどにより直接交渉することができず、納入計画を立てることができない状況であるため、更なる徴収努力が重要な課題となっている。しかし、担当者が1名のため収入未済額解消への取り組みが思うように進まない状況であることから、早急に滞納整理事務を推進する体制を整備する必要性がある。

3 下水道事業受益者負担金・農業集落排水事業受益者分担金・施設使用料について

下水道事業受益者負担金・農業集落排水事業受益者分担金・農業集落排水処理施設使用料の滞納繰越分の収納率が極端に減少している状況である。このような状況の下、平成24年度から個別訪問を実施し、47件中20件について、事情確認・状況把握が行われていた。しかし、実際には滞納整理等についてのマニュアル等もなく債権管理についての危機意識の不足が感じられた。収入未済額の解消については、文書による催告だけでなく積極的な訪問徴収に努めるとともに、債権の性質等の調査研究も含め、早急に事務処理マニュアルの整備を進められたい。

4 入学準備金の貸付けに対する返還金について

入学準備金返還金の滞納整理事務については、年2回文書による督促では収入未済を減らすことができないため、今後は、自宅への訪問なども検討していきたいということであった。このことについては、第六次行政改革実施計画において、平成25年度から入学準備金貸付金返還金の未納金の収納強化を図るということで、未納者へ督促、催告、臨宅徴収が計画されているため、早期に臨宅徴収を実施するなど、直接、本人との接触を図り、返還計画書の作成、返還に向けた確約書を徴取するなど、積極的な取り組みを実施する必要がある。

5 学校給食費について

学校給食費については、歳入歳出予算に計上されておらず、いわゆる私会計として各学校において収入、保管、支出が行われている。この取扱いの根拠は「校長が、学校給食費を取り集め、これを管理することは、さしつかえない。保護者の負担する学校給食費を歳入とする必要はない」との昭和32年12月18日付委管77による文部省管理局長から福岡県教育長宛での通知である。また、所管課において平成26年1月14日に県担当課に確認したところ、現在でも上記行政実例の見解を認めているとのことである。

しかしながら、総務省の見解では、「学校給食の運営主体が市町村である場合には、

地方自治法第 210 条の規定により、食物の原材料費等または委託料を当該市町村の歳出予算に計上して支出するとともに、これに伴って徴収する学校給食費についても、当該市町村の歳入予算に計上しなければならない。また、学校給食を市町村の事務として処理している場合、その学校給食費は公金であるので、学校職員が直接収納する場合は地方自治法第 171 条の規定に基づき、当該学校職員を出納員として任命したうえでその収納と保管を行わせる必要がある」となっている。地方自治法を所管しているのは総務省であることから、学校給食費の経理は地方自治法上の財務事務として総務省の見解により取り扱うべきと考えるが、平野小学校、平野中学校、黒浜中学校及び蓮田南中学校において収入未済額が見受けられたものの、平成 25 年 11 月末現在、その後の徴収努力により平野小学校の収入未済額については解消されている。しかし、他校については過年度の収入未済額が残っている状況である。所管課においては、公金であるという認識ではあるものの、未納額を減らすには現行の取り扱いを今後も継続したいとの意向である。今後、学校給食費の取り扱いについては、地方自治法等の関係諸法令を遵守するとともに、昭和 32 年 12 月 18 日付通知も考慮し未納額を解消するための適正な会計処理について調査・検討されたい。

資料編目次

| 項 目 | 頁 |
|----------------|----|
| ◇監査対象債権一覧表 | 32 |
| ◇学校給食費の会計方式の状況 | 33 |

監査対象債権一覧表

| 所管課 | 債権名 | 債権の種類 | 徴収根拠 | 時効期間 | 時効期間の根拠 |
|-------------|----------------|----------|-----------------|------|----------------------|
| 総務部収納課 | 市税 | 強制徴収公債権 | 地方税法、条例 | 5 | 地方税法第18条 |
| 健康福祉部国保年金課 | 国民健康保険税 | 強制徴収公債権 | 地方税法、条例 | 5 | 地方税法第18条 |
| 健康福祉部長寿支援課 | 介護保険料 | 強制徴収公債権 | 介護保険法 | 2 | 介護保険法第200条 |
| 健康福祉部福祉課 | 生活保護返還金 | 非強制徴収公債権 | 生活保護法、民法 | 5 | 地方自治法第236条 |
| 健康福祉部国保年金課 | 一般被保険者返納金 | 非強制徴収公債権 | 国民健康保険法、民法 | 5 | 地方自治法第236条 |
| | 後期高齢者医療保険料 | 強制徴収公債権 | 高齢者の医療の確保に関する法律 | 2 | 高齢者の医療の確保に関する法律第160条 |
| 都市整備部区画整理課 | 土地区画整理清算徴収金 | 強制徴収公債権 | 土地区画整理法 | 5 | 土地区画整理法第42条、第110条 |
| 上下水道部下水道課 | 下水道事業受益者負担金 | 強制徴収公債権 | 都市計画法、条例 | 5 | 都市計画法第75条 |
| | 公共下水道使用料 | 強制徴収公債権 | 下水道法、条例 | 5 | 地方自治法第236条 |
| | 農業集落排水事業受益者分担金 | 強制徴収公債権 | 地方自治法、条例 | 5 | 地方自治法第236条 |
| | 農業集落排水処理施設使用料 | 強制徴収公債権 | 地方自治法、条例 | 5 | 地方自治法第236条 |
| 生涯学習部子ども支援課 | 保育所入所保護者負担金 | 強制徴収公債権 | 児童福祉法 | 5 | 地方自治法第236条 |
| | 学童保育所入所保護者負担金 | 私債権 | 条例 | 10 | 民法第167条 |
| | 学童保育所おやつ代 | 私債権 | 民法 | 2 | 民法第173条 |
| | 入学準備金返還金 | 私債権 | 条例 | 10 | 民法第167条 |
| | 補助金不正請求返還金 | 私債権 | 民法 | 10 | 民法第167条 |
| | 児童扶養手当過払い返還金 | 非強制徴収公債権 | 民法 | 5 | 地方自治法第236条 |
| | 児童手当過払い返還金 | 非強制徴収公債権 | 民法 | 5 | 地方自治法第236条 |
| 学校教育部教育総務課 | 学校給食費（注） | 私債権 | 民法 | 2 | 民法第173条 |
| 上下水道部水道課 | 水道料金 | 私債権 | 民法、条例 | 2 | 民法第173条 |

※国民健康保険税と介護保険料の収納及び滞納整理事務は、収納課の所管である。

（注）学校給食費は歳入歳出とも市の予算に計上されていないため、会計管理者の取り扱いとなっていない。

学校給食費の会計方式の状況

平成 24 年 5 月 1 日現在

| 会計別 | 市 町 村 名 |
|----------------------|---|
| 全ての学校が公会計 (25市町) | 川口市 蕨市 戸田市 朝霞市 川越市 ふじみ野市 鶴ヶ島市 滑川町 ときがわ町 川島町 吉見町 横瀬町 皆野町 神川町 上里町 行田市 加須市 羽生市 越谷市 八潮市 三郷市 吉川市 宮代町 杉戸町 松伏町 |
| 共同調理場のみ 公会計 (6市) | 鴻巣市 北本市 入間市 熊谷市 本庄市 春日部市 |
| 全ての学校が私会計 (32市町村) | さいたま市 上尾市 草加市 志木市 和光市 新座市 桶川市 伊奈町 所沢市 飯能市 東松山市 狭山市 富士見市 坂戸市 日高市 三芳町 毛呂山町 越生町 嵐山町 小川町 鳩山町 東秩父村 秩父市 深谷市 長瀨町 小鹿野町 美里町 寄居町 久喜市 蓮田市 幸手市 白岡町 |

※埼玉県教育委員会発行の「平成 24 年度埼玉の学校給食」より抜粋